

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2004-210777(P2004-210777A)

【公開日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2003-428263(P2003-428263)

【国際特許分類】

A 61 K 8/00 (2006.01)

A 61 Q 5/10 (2006.01)

D 06 P 3/08 (2006.01)

【F I】

A 61 K 7/13

D 06 P 3/08

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月13日(2006.12.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

染色に適した媒体に、次の式(I):

C o 1 - Z - C o 1 (I)

[上式中:

C o 1 はアゾ染料、メチン染料、アゾメチン染料、フェノチアジン染料、トリアリールメタン染料、フェナントリジン染料及びフタロシアニン染料からなる群から選択されるモノカチオン性染料であり、

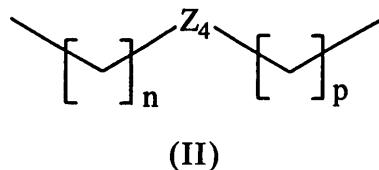
Z は少なくとも一の窒素原子を含有し、カチオン電荷を有する、直鎖状又は分枝状で、飽和又は不飽和 C₁ - C₂₀ 炭化水素ベース基を表す]

の少なくとも一のトリカチオン性直接染料を含有せしめてなる、毛髪等のヒトのケラチン繊維を染色するための染色用組成物。

【請求項2】

Z が、次の式(II):

【化1】



[上式中:

n は 1 ~ 10、好ましくは 2 ~ 5 の整数を表し、

p は 1 ~ 10、好ましくは 2 ~ 5 の整数を表し、

Z₄ は、一又は複数の C₁ - C₄ アルキル、ヒドロキシリ及びアミノ基、及び一又は複数のハロゲン原子で置換されていてもよく、ベンゼン環に縮合していてもしていなくてもよい 5 員ないし 8 員のモノカチオン性複素環、又は ⁺ N R₁ R₂ 基を示し、ここで R₁ 及

び R_2 は互いに独立して、 C_1 - C_6 のアルキル基を示す] の脂肪族基である、式(I)の少なくとも一のトリカチオン性直接染料を含有していることを特徴とする、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

Z_4 が⁺ $N R_1 R_2$ を示すことを特徴とする請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

式(I)のトリカチオン性直接染料が：

1-ヘキサデカンアミニウム-16,16'-[(ジメチルイミノ)ビス(16,1-ヘキサデカンジイルオキシ-4,1-フェニレンメチリジンニトリロ-4,1-フェニレンオキシ)]ビス[N,N,N-トリメチルトリプロミド

1-デカンアミニウム-10,10'-[(ジメチルイミノ)ビス(10,1-デカンジイルオキシ-4,1-フェニレンメチリジンニトリロ-4,1-フェニレンオキシ)]ビス[N,N,N-トリメチルトリプロミド

ビス[2-({4-[(4-ジメチルアミノフェニル)(シクロヘキサ-2,5-ジエニリデン]-4-ジメチルアンモニウム)メチレン]フェニル}エチルアミノ)エチル]ジメチルアンモニウム
ビス[2-({4-[(4-ジメチルアミノフェニル)(シクロヘキサ-2,5-ジエニリデン]-4-ジメチルアンモニウム)メチレン]フェニル}エチルアミノ)エチル]エチルメチルアンモニウム

ベンゾチアゾリウム-2,2'-[(メチルプロピルイミノ)ビス[(2-ヒドロキシトリメチレン)(エチルイミノ)-p-フェニレンアゾ]]ビス[6-エトキシ-3-メチルトリクロリド、ジアセタートエステル

からなる群から選択されることを特徴とする、請求項1ないし3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

中性、酸性又はカチオン性のニトロベンゼン直接染料、中性、酸性又はカチオン性のアゾ直接染料、中性、酸性又はカチオン性のキノン、特にアントラキノン直接染料、アジン直接染料、メチソニウム直接染料、トリアリールメタン直接染料、インドアミン直接染料及び天然直接染料から選択される、式(I)のもの以外の少なくとも一の直接染料をさらに含有している、請求項1ないし4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

酸化剤、好ましくは過酸化水素をさらに含有している、請求項1ないし5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

酸化ベースをさらに含有している、請求項1ないし6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

少なくとも一のカップラーをさらに含有している、請求項7に記載の組成物。

【請求項9】

ヒトのケラチン繊維、特に毛髪の直接染色方法において、請求項1ないし5のいずれか1項に記載の少なくとも一の染色用組成物を前記繊維に適用することを特徴とする方法。

【請求項10】

ヒトのケラチン繊維、特に毛髪の酸化染色方法において、酸化剤の存在下で、少なくとも一の酸化ベースと場合によっては少なくとも一のカップラーを含有する、請求項1ないし5のいずれか1項に記載の少なくとも一の染色用組成物を前記繊維に適用することを特徴とする方法。

【請求項11】

第1の区画部が、請求項1ないし5及び7又は8のいずれか1項に記載の組成物を収容し、第2の区画部が酸化組成物を収容している、毛髪等のヒトのケラチン繊維を染色するための二区画染色具又はキット。

【請求項12】

毛髪等のヒトのケラチン繊維を染色するための組成物における又はその調製のための、

直接染料としての、請求項 1 ないし 4 のいずれか 1 項に記載の式(Ⅰ)の直接トリカチオン性化合物の使用。